

国産材転換支援緊急対策事業のうち
原木・製品の運搬支援事業

< Q&A Ver. 2 >

第二次募集に適用

※このQ&Aは随時更新します。

一般社団法人全国木材組合連合会

(用語の説明)

「運搬支援」・原木・製品の運搬緊急支援

< 1 運搬支援のねらい、全般 >

1-1 事業の趣旨は何か。林野庁のねらいは。

ウクライナ情勢の悪化により影響を受けるロシア材から国産材への転換を図ることで、更なる国内の木材需給等への影響が生じないように対応することが必要です。

このため、本事業では、木材製品の緊急的な増産に伴う原木や製品の長距離運搬の経費を支援します。

1-2 具体的に、誰に対するどのような取組内容が支援対象となるのか。提出書類は何か。

別表を参照してください。交付規程（公募要領）第3の①に定める助成事業を的確に実施できる能力を有する者に該当する事業実施者について、

- ① 林業経営体等には、林業経営体を組織する団体を含みます。
- ② 木材加工業者等とは、一般製材業、銘木製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業等を営む者です。
- ③ 原木流通事業体等は、木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等です。
- ④ 製品流通事業体等は、木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等です。

（参考）林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業社員により又は他社への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体を指します。森林組合連合会等も含まれます。

1-3 公募等のスケジュールを教えてください。

運搬支援については、取組を行った期間を区切って公募期間を設定しており、第二次募集については、令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容が対象となり、令和4年11月30日（必着）までに、実績報告書兼交付申請（様式第13号）及び添付書類（提出書類等は説明資料 P.9 参照）を全木連事務局宛て郵送で提出していただきます。この申請時に、様式第13号の「事業者No.」の記入は不要です。

実績報告書兼交付申請を事務局で受付後、事務局から事業実施者に対して「事業者No.」をお知らせしますので、それ以降事務局に照会等される場合は、この事業者No.を記入又は告げてください。

なお、締切までに提出書類が揃っていないものは申請出来ません。また、第一次募集で行っていた登録依頼、登録受付及び登録通知は不要としました。

1-4 別途、都道府県や市町村の補助事業で経費が支援されている場合は、当該事業の対象としてよいか。

本事業で助成対象となる取組について、別途、都道府県や市町村単独（国費が入っていない）の補助事業等の支援を受けることについては差し支えありません。一方、本事業で助成対象となる取組について、事業実施者が本事業以外の国からの助成を受けていないこと及び受けないことを、運搬実績報告及び誓約書において確認することとしています。

1-5 対象となる製品は何か。ロシア産材以外とは何か。

対象となる製品は、ロシア産材（ロシアで加工された製品・半製品）以外の横架材、下地材、面材（CLT含む。）、原材料としての単板、ラミナ、原板です。

また、実績報告書及び交付申請の提出時に、製品の原産国を証明できるものを添付することを要件としています。

1-6 輸入原木及び輸入製品の原産国を証明できる書類は何か。

国産の場合は、実績報告書に、原木及び製品に使用されている樹種を記載することで確認を行います。

輸入原木及び輸入製品の場合は、上記に加えて、実績報告書に原産国を証明できる資料（インボイス等）を付すことで確認を行います。

1-7 運搬の終点として指定保税地域や保税蔵置場等を除いているのはなぜか。

本事業は我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的としていることから、輸出用原木や製品等の運搬は本事業の趣旨にそぐわないためです。

< 2 運搬支援（全般） >

2-1 助成額はどのように算出されるのか。

交付申請のあった実行経費の二分の一と、それぞれのメニューにおいて定めている上限額を比較して、低い額の方が交付申請の助成金額となります。

2-2 運搬経費の掛かり増しの考え方いかん。

原木をトラック運搬する場合は、原則、100km を超えて運搬する場合の運搬・積み込み・積み卸しに係る経費を掛かり増しとして支援します。製品の場合は、300km を超えて運搬する場合の運搬・積み込み・積み卸しに係る経費を掛かり増しとして支援します。

また、原木・製品とも、内航船を使用して運搬する場合は、運搬・積み込み・積み卸しに係る経費を掛かり増しとして支援します。

2-3 移動の範囲について、県内の運搬、もしくは、県外の運搬は支援対象になるのか。

同一都道府県内外の制限は無く、トラック運搬の場合は、運搬距離によって判断することになります。

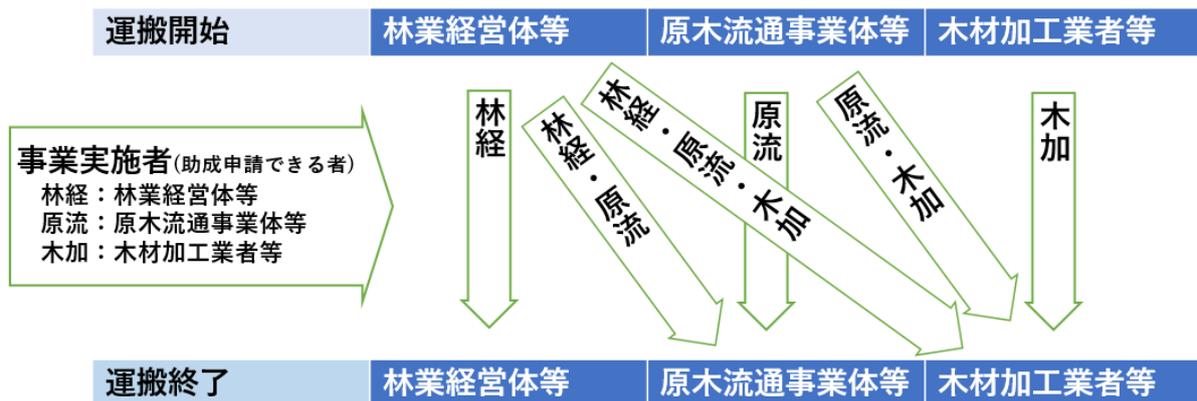
2-4 自社運搬は対象か。対象で無い理由は。

自社運搬は、従来から行っている運搬が一般的であると承知しており、今回は支援の対象としていません。委託による運搬経費を対象としています。

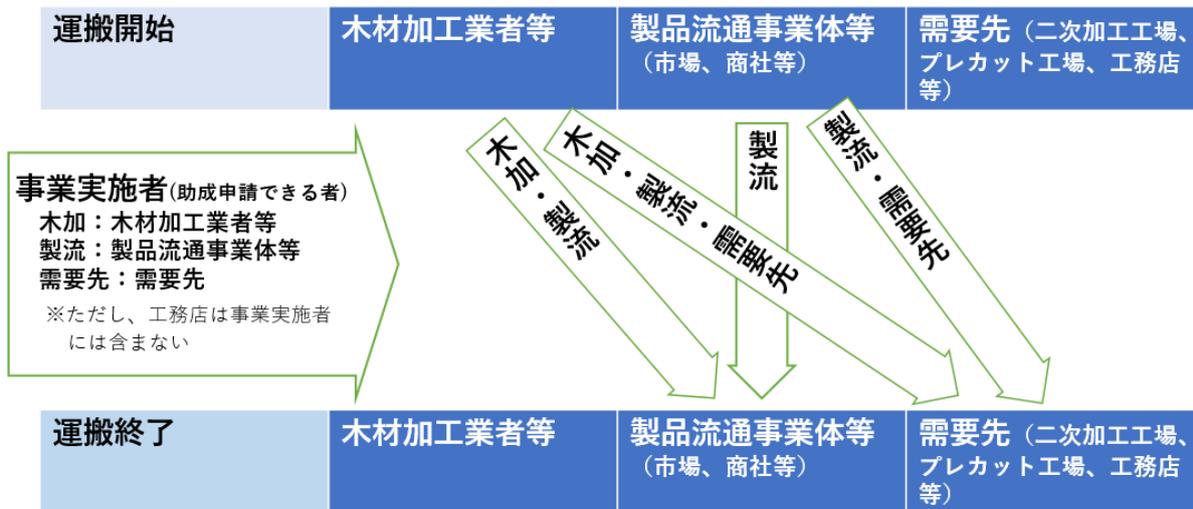
2-5 原木又は製品を、どこからどこに運搬する場合に対象となるのか。

対象は、他の要件を満たした上で、以下のとおりです。

1 原木のトラック運搬について



2 製品のトラック運搬について



なお、トラック運搬の距離は、最も経済的な道程によります。

内航船については、国内の積込港から荷揚港までの運搬を対象としています。

2-6 「運搬経費を負担した者」の定義は何か。

運送会社に運搬を委託等しその費用を支払い負担した者です。事業実施者が一旦運搬代金を運送会社等に支払っても、その額を木材の取引先に負担させた場合（事業実施者が木材代金から運搬代金を差し引いて取引先に支払う場合など）は、助成対象外となります。

2-7 A地点からB地点までトラック運搬を行い、同じ積み荷（原木又は製品）を、別の事業実施者が別のトラックの委託契約等によりB地点からC地点まで運搬した場合は、両区間とも対象になるのか。

それぞれの区間に区切って、事業実施者が運搬経費を負担していることなどの要件を全て満たしていれば対象となり得ます。ただし、事業実施者が1の場合には、助成され得る上限金額は1,750円/m³となります。

2-8 原木の運搬において、山元から積込港までをトラック運搬（トラック運搬区間①）し、積込港から荷揚港まで内航船で運搬（内航船運搬区間）し、荷揚港から木材加工工場までトラック運搬（トラック運搬区間②）した場合であって運搬委託等が全て1契約の場合、どの区間の分が対象となるのか。

この場合において、トラック運搬区間①の距離と、トラック運搬距離②の距離の合計が100kmを超えていれば、他の要件を満たした上で、助成され得る上限金額は、トラック運搬の1,750円/m³と内航船の2,250円/m³となります。

なお、トラック運搬に係る実行経費と内航船に係る実行経費をそれぞれ区分して申請する必要があります。

また、トラック運搬区間①とトラック運搬距離②がそれぞれ100kmを超えている場合であっても、助成され得る最大の助成金額は変わりません。

2-9 所有する立木を伐採し、自社の木材加工工場に運搬する場合は、運搬経費の支援対象となるか。

この場合は、林業経営体と木材加工事業者が同一の者となり、原木の売買が行われないため、助成対象となりません。

2-10 同一のトラックや内航船を複数の目的地に寄せ、複数箇所に分かれて原木又は製品を配送する場合、どのような扱いになるのか。

同一のトラックや内航船で複数の場所に運搬した場合は、運搬する原木・製品の種類（原木の場合は樹種、製品の場合は製品の種類）毎、起点毎、終点毎、原木の場合は売買の相手先毎、製品の場合は加工した木材加工工場毎に、数量、距離、実行経費、期間等について実績を示せることが必要です。

例えば製品の運搬の場合で、起点からA地点を経由してB地点まで運搬し、それぞれの地点で製品の荷卸をした場合、起点からA地点までの最も経済的な道程が300kmを超えていれば、起点からA地点まで運搬した分の製品については、他の要件を満たした上で対象となります。また、起点からB地点まで（A地点を経由しない）の最も経済的な道程が300kmを超えていれば、起点からB地点まで運搬した分の製品については、他の要件を満たした上で対象となります。

2-11 令和4年8月1日より以前に、安定供給取引協定として、林業経営体等及び木材加工事業者等の間で取引量・設定金額・供給場所・供給時期等についての協定を結んでいるが、これに係る運搬は支援対象となるか。

令和4年8月1日以前に原木の供給の協定等を締結している場合であっても、トラックや内航船の運搬を令和4年8月1日以降に行った分については、他の要件を満たした上で支援対象となり得ます。

2-12 過去に伐採し保管してあった原木を、支援対象期間内に運搬する場合は、支援対象になるか。

過去に伐採し保管してあった原木であっても、トラックや内航船に係る運搬が令和4年8月1日以降に行われていれば、他の要件を満たした上で、支援対象になり得ます。

2-13 公募要領第16の、応募状況に応じて、算出された金額の一部のみ助成する場合はあるとは、どういうことか。

運搬支援は、各助成希望者の実績報告書・交付申請が出そろった時点で初めて全体の助成金の申請額が判明する仕組みとなっています。このため、全体の予算額以上の交付申請があった場合は、各交付申請に係る助成金額の全額を助成出来ない可能性があるということです。

2-14 自社の木材加工工場から自社の物流センターへ製品を委託運送契約により輸送した場合は助成対象になりますか。

いずれの運搬も売買に伴う運搬のみを対象としており、自社の施設間の運搬は対象になりません。

2-15 事業者が買い受けた国有林材は対象となるのか。

事業者が国有林材を買い受けた場合であっても、助成の要件を満たせば対象となります。この場合、当然、当該運搬区間について森林管理局・署の運搬経費の支出がないことが前提となります。

助成の要件を踏まえれば、

- ・システム販売、委託販売又は公売により林業経営体等、木材加工事業者等、原木流通事業者等が買い受け運搬の経費を負担する場合は、他の要件も満たした上で対象となり得ます。
- ・立木販売により買い受けた立木を林業経営体等が伐採し、木材加工事業者等と売買を行った場合、運搬の経費を負担した林業経営体等又は木材加工事業者等は、他の要件を満たした上で対象となり得ます。

また、原木流通事業者等が立木販売により買い受け、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業社員により又は他社への請負により伐採し、木材加工事業者等と売買を行った場合、運搬の経費を負担した原木流通事業者等又は木材加工事業者等は、他の要件を満たした上で対象となり得ます。

2-16 運搬経費支援により、原木の価格を引き下げたのではないか。

原木を着値で取引する場合、原木の本体価格と運搬価格を分別していないのが一般的ですが、本事業においては、原木の本体価格と運搬価格を切り分けて事業実績報告書にて報告させることにより、本事業の運搬経費等への支援により原木価格を安く設定するなどの誘導をしづらいスキームになっています。なお、公募要領第20により、当該事業で報告のあった内容について、全木連及び林野庁は無償で活用できるほか、公表できるものとしています。

(ただし、当該原木価格及び運搬価格の情報をもって、全木連または林野庁より価格設定に係る指示を出すなどは行いません。)

2-17 運搬経費支援により、地域材の他地域への流出が加速するのではないか。国の支援により地域の需給バランスを崩してしまうが見解いかん。

地域の需給バランスについては、これまで原木の需要が乏しく比較的原木価格が低かった地域において価格が上昇する可能性はありますが、本事業は緊急的な運搬経費のかかり増しへの支援であることから、その影響は一時的かつ限定的なものになると考えています。

3 運搬経費支援（原木）

3-1 原木のトラック運搬の運搬経費支援はどのような者が対象になるのか。

原木のトラック運搬にあつては、交付規程（公募要領）第3の要件を満たし、かつ、原木の売買に伴う運搬を行い、かつ、その運搬経費を負担していることが必要となります。

二次募集では、林業経営体等と木材加工業者等間の売買に限定することなく、例えば、林業経営体等同士間、木材加工業者同士間、原木流通事業体同士間なども対象となりますが、その間の売買や納入先を、売買契約書や請求書、出荷原票などの伝票等で証明する必要があります。

3-2 対象となる原木は何か。100kmは、どこからどこの距離をいうのか。

別表を参照してください。

距離の計測は、各施設や一時保管場所の中心地間の最も経済的な道程によります。

3-5 採択要件と確認書類いかん。

別表の項目を参照してください。

3-6 原木の運搬について、スギのみ原木の増産や在庫量の増が要件となっているのはなぜなのか。

ロシア産材を使用した製品が出回らなくなり、それを国産のカラマツやヒノキ等で代替して加工する場合、通常は 100km 以下の原木集荷となるが、不足を補うため集荷が遠方となることから、原木の取扱量（林業経営体の場合は原木の生産量、木材加工事業者の場合は①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれか）に関する要件は設けていません。

一方、スギは、日本各地(九州～北海道道南)に十分な人工林資源があることから、遠距離(100km を超える距離)の運搬が生じる場合のみならず地域の生産量のひっ迫が起こるような場合に、事業実施者が本事業を通じて原木の取扱量を増やすものを支援対象とすることとしています。

< 4 運搬経費支援（製品） >

4-1 対象となる製品は何か。

対象となる製品は、別表と Q&A の 1-5 を参照してください。

< 5 説明資料 >

5-1 P.2 の事業イメージで、変更点※〇〇が指定した地点とは何か。

第一次募集では、原木及び製品の運搬開始元や運搬終了先については、事業実施者と取引先（契約相手方）の同一事業所内組織（支社、営業所、工場、借受倉庫等）のみ認めていました。このため、運搬区間（開始元～終了先）にかかる取引状況を発注書等により確認しました。

第二次募集では、事業実施者が指定した中間土場や製品倉庫等、取引先（契約相手方）が指定した中間土場や製品倉庫等も対象になります。このため、事業実施者や取引先と運搬区間（開始元～終了先）との関係を運搬の実績がわかる資料で確認します。

また、第二次募集では、事業実施者又は取引先の指定先には、それぞれの関係会社やグループ内企業等も含まれます。

5-2 P.3 の全ての提出書類が揃っている場合のみ申請可能というのは、どういう意味か。

実績報告書・交付申請の締切時点で、提出書類（説明資料 P.9 参照）が揃っていない（例えば木材取引の実績がわかる資料の提出がない等）場合は、書類不備により不採択とします。このため、事業実施者におかれては、例えば「提出書類のチェックリスト」を作成し確認するなど、提出する際に全ての提出書類が揃っているか等を確認願います。

なお、この背景には、第一次募集の際に、例えば木材の取引に係る資料や運搬にかかる資料が一切添付されていない申請が多く存在し、その提出依頼やその後の事務処理に多大な時間を要したことがあります。

5-3 P.6~P.8の助成対象者に、木材加工業者等とあり、製材業、合板製造業などが例示されているが、詳しく知りたい。

交付規程の別添1 (1)原木・製品の運搬緊急支援に係る助成の※4のイで説明しています。

具体的には、以下のとおりです。

イ. 木材加工業者等は、製材業（産業分類の細分類1211の「一般製材業」、1227の「銘木製造業」と同範囲のもの）、合板製造業（産業分類の細分類1222の「合板製造業」及び1221「単板（ベニヤ）製造業」と同範囲のもの）、床板製造業（産業分類の細分類1228）、造作材製造業（産業分類の細分類1221）、集成材製造業（産業分類の細分類1223）、建築用木製組立材料製造業（産業分類の細分類1224）及びパーティクルボード製造業（産業分類の細分類1225）を営む者とする。

5-4 P.13の1 事業実施者の概要の注の、事業者等の概要が分かる資料（会社概要など）について。詳しく知りたい。

以下のいずれかを提出願います。

- ① 事業実施者の会社のHPに「会社概要」が掲載してあれば、該当部分の写し
- ② 会社のパンフレット
- ③ 現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可）
- ④ その他、①～③に類するもの

5-5 事業実施者が運搬代金を委託先の運送会社に振り込む場合に、運送会社が振込手数料を負担した場合は、その額を交付申請額から減じなければならないか。

運送会社が振込手数料を負担した場合は、事業実施者はその額のみだけ運搬代金を負担していないことになり、その分は助成対象外となります。このため、様式第13号別添において、以下の①により計算した額を原木、製品又は内航船ごとに交付申請額から減じて、申請願います。なお、振込の回数ごとに、①に該当するNo.が一つでも含まれている場合は、①とみなすものとします。

① 原木No.、製品No.又は内航船No.ごとに、(c)と(d)を比較して(c)を助成金額として採用した場合は、運送会社が負担した振込手数料の総額

② 原木No.、製品No.又は内航船No.ごとに、(c)と(d)を比較して(d)を助成金額として採用した場合は、振込手数料を運送会社が負担していても、0円

(参考) 様式第 13 号 別添の記入例 (以下には当該様式の一部を表示)

	1,050,000	
--	-----------	--

→ 交付申請額

振込手数料	-800
小計	1,049,200
交付申請額 (調整後)	1,049,000

(参考)別表 原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業のうち、運搬助成の概要一覧
【申請書などを提出の際は、必ず交付規程、公募要領等をご確認下さい。】

項目	原木・製品の運搬				
	原木トラック運搬	原木内航船運搬	製品トラック運搬	製品内航船運搬	
取組内容	原木をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(100kmを超える距離)運搬するために必要な運搬・積み込み・積卸し 指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。	原木を内航船で運搬するために必要な運搬・積み込み・積卸し ・原木の売買に伴う運搬であること。	製品をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(300kmを超える距離)運搬するために必要な運搬・積み込み・積卸し ・製品の売買に伴う運搬であること。 ・指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。	製品を内航船で運搬するために必要な運搬・積み込み・積卸し ・製品の売買に伴う運搬であること。	
樹種や製品の種類等の要件	全ての樹種。ただし、スギは事業実施者等の取扱量が増えることが要件※。	全ての樹種。	ロシア材以外の、横架材・下地材・面材・単板・ラミナ・原板	ロシア材以外の、横架材・下地材・面材・単板・ラミナ・原板	
対象経費	運搬・積み込み・積卸し(仕分け・極積み費)に要する経費	運搬・積み込み・積卸し(仕分け・極積み費)に要する経費	運搬・積み込み・積卸し(仕分け・極積み費)に要する経費	運搬・積み込み・積卸し(仕分け・極積み費)に要する経費	
事業実施者	林業経営体等	林業経営体等、木材加工事業者等又は原木流通事業者等と原木売買を行い、トラック運搬を委託等し、経費を負担する場合	原木運搬の内航船を委託等し、経費を負担する場合	-	
	木材加工事業者等	林業経営体等、木材加工事業者等又は原木流通事業者等と原木売買を行い、トラック運搬を委託等し、経費を負担する場合	原木運搬の内航船を委託等し、経費を負担する場合	製品流通事業者等又は需要先(二次加工工場、プレカット工場、工務店等)と製品売買を行い、製品のトラック運搬を委託等し、経費を負担する場合	
	原木流通事業者等	林業経営体等、木材加工事業者等又は原木流通事業者等と原木売買を行い、トラック運搬を委託等し、経費を負担する場合	原木運搬の内航船を委託等し、行い経費を負担する場合	-	-
	製品流通事業者等	-	-	木材加工事業者等又は需要先(二次加工工場、プレカット工場、工務店等)と製品売買を行い、製品のトラック運搬を委託等し、経費を負担する場合	製品運搬の内航船を委託等し、経費を負担する場合
助成金額	実行経費の1/2で、上限は1,750円/m ³	実行経費の1/2で、上限は2,250円/m ³	実行経費の1/2で、上限は1,750円/m ³	実行経費の1/2で、上限は2,250円/m ³	
助成対象年月日	R4.8.1～R4.10.31				
計画の提出先	全木連				
実績報告時に提出する書類	<input type="checkbox"/> 様式第13号 実績報告書兼交付申請 <input type="checkbox"/> 様式第13号 別添 <input type="checkbox"/> 様式第3号 誓約書 <input type="checkbox"/> 運搬の実績が分かる資料(支払を証明する書類と請求書・伝票等) <input type="checkbox"/> 木材取引の実績が分かる資料(木材の売買関係(会社名)、運搬開始元と運搬終了先が明示された請求書・伝票等) <input type="checkbox"/> 財務諸表等(財政状況のわかる資料。貸借対照表と損益計算書等) <input type="checkbox"/> 事業者等の経理管理体制の分かる資料(経理規程又は組織図上で経理担当はどの部署であるか図示のいずれか等)(トラック運搬・内航船運搬で輸入原木及び輸入製品を運搬した場合) <input type="checkbox"/> 輸入原木及び輸入製品を運搬する場合は原産国を証明できる資料(インボイス等) <input type="checkbox"/> 運搬数量及び運搬経費については、柱や土台などの助成対象外を混載する場合は、対象外分を除いて算出(運賃計算ファイルを参考に、運搬数量及び運搬経費の算出)し、算出根拠として提出 <input type="checkbox"/> 銀行口座情報記入用紙 <input type="checkbox"/> 預金通知の見開きの写しなど				

※林業経営体等の素材生産量又は木材加工業者等の①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれかがR4.1～3の平均と比較して増えていること。なお、原木流通事業者等の場合は、①原木入荷量 ②原木出荷量 ③原木取扱量のいずれかがR4.1～3の平均と比較して増えていること。